

# 5類移行に伴う県の対応について（案）

▽ 5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に変更される方針が国から示されている。(季節性インフルエンザ等と同等の扱いとなる)

## 変更に伴う今後の対応

事 項	5月7日まで	5月8日以降
感染症法上の分類	新型インフルエンザ等感染症(2類相当)	5類感染症
対策本部	本部会議を全53回を開催	廃止
緊急事態宣言等行動制限	できる	できない
県民等への要請	できる	できない（これまでの要請は終了）
飲食店認証制度等	実施	終了（自主的な感染対策の取組に移行）
医療費	公費負担	自己負担（段階的に移行）
外来医療	診療・検査医療機関で対応	外来対応医療機関で対応
入院勧告	できる	できない
感染者の待機	法に基づく7日間の外出自粛要請	5日間の外出自粛を推奨
ワクチン	自己負担なし	R6.3まで自己負担なし
宿泊療養施設	県内各地で確保	原則終了
感染者の把握	全数把握	定点把握
相談体制	受診・相談センター／陽性者帰郷センター	「受診情報センター」に統合し継続

## 1 対策本部の廃止

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部、及び宮城県危機管理対策本部については、**国の対策本部の廃止に伴い廃止**する。

(参考)新型インフルエンザ等対策特別措置法

第二十五条 第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

## 2 県民等への要請

5類への移行に伴い、**現在の県民等への要請は全て終了**する。

5類移行後も引き続き感染動向の把握を続け、**感染者数が増加した場合等**は、**記者発表等**で県民に対して**情報提供・注意喚起**を行う。(季節性インフルエンザ等と同様の対応)

## 3 その他

今後オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現した場合は、国において対応を見直すこととされており、県においても速やかに対応を検討する。